# 私立学校振興費（運営費）補助金事務取扱要領の一部改正新旧対照表

## 現　　行

私立学校振興費（運営費）補助金事務取扱要領

（昭和55年7月7日総務部長決裁）
（一部改正　昭和58年　7月13日）
［略］
（　〃　　平成28年　1月4日）
（　〃　　平成28年　6月6日）
（　〃　　平成28年　10月17日）

［略］

3　補助金の算定要素及び割合
補助金の算定要素及び配分割合は、次のとおりとする。

| 学種区分ごとの配分割合 ＼ 算定要素 | 高等学校（全日制課程） | 幼稚園 | 中学校 | 高等学校（通信制課程）小学校 特別支援学校 |
|---|---|---|---|---|
| 経常経費割 | ［略］ | ［略］ | | |
| 納付金割 | ［略］ | ［略］ | | |
| 定員遵守状況割 | ［略］ | | | |
| 新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業割 | ［略］ | | | |
| 学校規模割 | ［略］ | | | |
| 40人学級編制割 | ［略］ | | | |
| 学校の安全対策事業割 | ［略］ | ［略］ | | |
| 教育活動復旧事業割 | ［略］ | ［略］ | | |
| 学校割 | | | ［略］ | |
| 生徒数割 | | | ［略］ | ［略］ |
| 財務状況の改善事業割 | ［略］ | | ［略］ | ［略］ |

## 改　　正　　後

私立学校振興費（運営費）補助金事務取扱要領

（昭和55年7月7日総務部長決裁）
（一部改正　昭和58年　7月13日）
［略］
（　〃　　平成28年　1月4日）
（　〃　　平成28年　6月6日）
（　〃　　平成28年　10月17日）
（　〃　　平成29年　4月17日）

［略］

3　補助金の算定要素及び割合
補助金の算定要素及び配分割合は、次のとおりとする。

| 学種区分ごとの配分割合 ＼ 算定要素 | 高等学校（全日制課程） | 幼稚園 | 中学校 | 高等学校（通信制課程）小学校 特別支援学校 |
|---|---|---|---|---|
| 経常経費割 | ［略］ | ［略］ | | |
| 納付金割 | ［略］ | ［略］ | | |
| 定員遵守状況割 | ［略］ | | | |
| 新時代を拓く特色ある学校づくり推進事業割 | ［略］ | | | |
| 学校規模割 | ［略］ | | | |
| 40人学級編制割 | ［略］ | | | |
| 学校の安全対策事業割 | ［略］ | ［略］ | | |
| 教育活動復旧事業割 | ［略］ | ［略］ | | |
| 学校割 | | | ［略］ | |
| 生徒数割 | | | ［略］ | ［略］ |
| 財務状況の改善事業割 | ［略］ | | ［略］ | ［略］ |

| 現　　行 | 改　　正　　後 |
|---|---|

**現行**

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 被災私立学校復興支援事業割 | (平成22年度の各対象納付金収入額×0.9－当該年度の各対象納付金収入額)×0.8<br>(対象納付金収入毎に千円未満を切捨てた額の合計額) | (平成22年度の各対象納付金収入額×0.9－当該年度の各対象納付金収入額)×0.8<br>(対象納付金収入毎に千円未満を切捨てた額の合計額) | (平成22年度の各対象納付金収入額×0.9－当該年度の各対象納付金収入額)×0.8<br>(対象納付金収入毎に千円未満を切捨てた額の合計額) | (平成22年度の各対象納付金収入額×0.9－当該年度の各対象納付金収入額)×0.8<br>(対象納付金収入毎に千円未満を切捨てた額の合計額) |

4　補助金の算定方法

（1）　各高等学校（全日制課程）及び幼稚園の補助金の算定は、次の方法により行う。

［略］

コ　被災私立学校復興支援事業割

〔略〕

（ウ）　算定方法

対象納付金収入毎に以下の算式により算出した額の合計額の範囲内（対象納付金収入毎に千円未満切捨て）

（平成22年度の各対象納付金収入額×0.9－当該年度の各対象納付金収入額）×0.8

［略］

（2）　各中学校の補助金の算定は、次の方法により行う。

オ　被災私立学校復興支援事業割

**改正後**

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 被災私立学校復興支援事業割 | (平成22年度の各対象納付金収入額×0.9－当該年度の各対象納付金収入額)×0.7<br>(対象納付金収入毎に千円未満を切捨てた額の合計額) | (平成22年度の各対象納付金収入額×0.9－当該年度の各対象納付金収入額)×0.7<br>(対象納付金収入毎に千円未満を切捨てた額の合計額) | (平成22年度の各対象納付金収入額×0.9－当該年度の各対象納付金収入額)×0.7<br>(対象納付金収入毎に千円未満を切捨てた額の合計額) | (平成22年度の各対象納付金収入額×0.9－当該年度の各対象納付金収入額)×0.7<br>(対象納付金収入毎に千円未満を切捨てた額の合計額) |

4　補助金の算定方法

（1）　各高等学校（全日制課程）及び幼稚園の補助金の算定は、次の方法により行う。

［略］

コ　被災私立学校復興支援事業割

〔略〕

（ウ）　算定方法

対象納付金収入毎に以下の算式により算出した額の合計額の範囲内（対象納付金収入毎に千円未満切捨て）

（平成22年度の各対象納付金収入額×0.9－当該年度の各対象納付金収入額）×0.7

［略］

（2）　各中学校の補助金の算定は、次の方法により行う。

オ　被災私立学校復興支援事業割

| 現　　行 | 改　　正　　後 |
| --- | --- |
| 〔略〕<br><br>（ウ）　算定方法<br>対象納付金収入毎に以下の算式により算出した額の合計額の範囲内（対象納付金収入毎に千円未満切捨て）<br>（平成22年度の各対象納付金収入額×0.9－当該年度の各対象納付金収入額）×0.8<br><br>（3）　高等学校（通信制課程）、小学校及び特別支援学校の補助金の算定は、次の方法により行う。<br><br>〔略〕<br><br>エ　被災私立学校復興支援事業割<br><br>〔略〕<br><br>（ウ）　算定方法<br>対象納付金収入毎に以下の算式により算出した額の合計額の範囲内（対象納付金収入毎に千円未満切捨て）<br>（平成22年度の各対象納付金収入額×0.9－当該年度の各対象納付金収入額）×0.8 | 〔略〕<br><br>（ウ）　算定方法<br>対象納付金収入毎に以下の算式により算出した額の合計額の範囲内（対象納付金収入毎に千円未満切捨て）<br>（平成22年度の各対象納付金収入額×0.9－当該年度の各対象納付金収入額）×0.7<br><br>（3）　高等学校（通信制課程）、小学校及び特別支援学校の補助金の算定は、次の方法により行う。<br><br>〔略〕<br><br>エ　被災私立学校復興支援事業割<br><br>〔略〕<br><br>（ウ）　算定方法<br>対象納付金収入毎に以下の算式により算出した額の合計額の範囲内（対象納付金収入毎に千円未満切捨て）<br>（平成22年度の各対象納付金収入額×0.9－当該年度の各対象納付金収入額）×0.7 |

| | |
| --- | --- |
| 摘要 | 改正の理由<br>高校生修学支援基金事業実施要領（被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金）の改正に伴い、「被災私立学校復興支援割」の算定方法を変更するため。 |